

令和2年4月1日から

違反対象物の公表制度を開始

建物の利用者に対し、消防署等が把握した「重大な消防法違反」を公表する制度です

違反対象物の公表制度が始まると

重大な消防法違反のある建物の情報を
ホームページに掲載します。

利用者は建物の危険性を確認したうえで、

「利用する」・「利用しない」の判断ができるようになります。

建物の名称
建物の所在地
違反の内容 など

あっ!?
今度、利用する
建物…



公表の対象となる建物

消防法施行令別表一(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項の防火対象物

・不特定多数の方が利用される建物
飲食店、物品販売店、ホテルなど

・避難が困難な方が利用する建物
病院、社会福祉施設など



飲食店



物販店



ホテル



病院



保育園



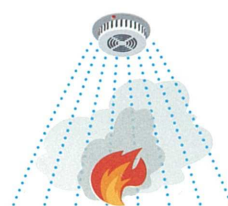
老人ホーム

公表の対象となる違反

消防法令により屋内消火栓設備、
スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の
設置が義務付けられている建物で、
いずれかが適正に設置されていない場合



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

違反の覚知から公表までの流れ

立入検査結果通知書の交付から

14日を経過しても、

違反が改善されない場合に公表します。

公表は、違反が改善されるまで続きます。

違反の覚知
※立入検査実施

立入検査結果
通知書の交付

※立入検査結果の
通知

公表通知書
の交付

※公表する旨を
通知

公表

※ホームページに
掲載

お問い合わせはこちら!

西尾市消防本部 予防課 予防査察担当 ☎ (0563)56-2143

〒445-0872 西尾市矢曾根町赤地23番地1